

改正概要説明書

国名： スイス

法令名： 特許法

改正情報： 2009年3月20日改正，2012年1月1日施行

改正概要：

1. 法改正全般について

- (1) 遺伝子の配列や生物学的な発明に関する規定が新規追加されている。
- (2) 実体審査から方式審査への制度移行にあたり，出願手続の要件，出願公告の方法等に関する法改正がなされている。
- (3) 1995年以降の条約加盟・条約改正に伴い，国内法令の調整がなされている。
- (4) 法的保護の強化に関する法改正がなされている。

2. 特許要件に関する改正：

特許を受けることができない発明に該当するものとして，従来から規定されていた公序良俗違反，本質的に生物学的な方法に加え，人体自体・人間をクローン増殖する方法等が例示列挙されるようになった(第1a条から第2条)。

特許を受けることができない発明については，特許無効の理由，及び異議申立の理由となり得る(第26条(1)，第59c条(2))。

発明に係る新規性判断の要件が見直された(第7条)。

出願時に要求される方式的要件，手続的要件，微生物に関する寄託についての規定が追加された(第49条から第50a条)。

出願日の認定要件が改定された(第56条)。

補正・分割の要件が改定され，出願日が補正により繰り下がることが無くなった(第57条，第58条)。

3. 特許権の効力に関する改正：

実施行為の定義規定の見直しがなされ，特許権の効力の及ばない範囲，及び非排他的ライセンスについても規定が追加された(第8条から第9a条，第36条，第40条)。

4. 特許の無効に関する改正：

特許を無効とする場合の要件，及び特許が無効となった場合に遡及消滅する効果が明示された(第26条，第28a条)。

5. 審査制度に関する改正：

実体審査制度の廃止に伴い，繊維及び時計分野の発明に対してのみ実施されていた新規性及び自明性についての実体審査に関する諸規定(国際調査報告の援用を含む)が廃止された(第87条から第108条，第139条)。

方式審査の内容，及び対庁応答手続が改定された(第59条)。

6. 公告等に関する改正：

出願の公告，及び公告の対象となる内容が見直された(第 58a 条，第 59c 条，第 61 条，第 63 条，第 65 条)。

特許出願等に係る書類についての電子的データ保存・提供方法等が導入された(第 65a 条)。

7. 異議申立に関する改正：

何人も，特許発明の公告から 9 月以内に，発明が特許を受けることができない発明に該当することを理由として，異議申立をすることができることになった(第 59c 条)。

8. 欧州特許条約・EC 規則に関する改正：

2008 年 5 月 1 日発効の EPC 第 65 条の適用に関するロンドンアグリーメントにより，欧州特許出願に係る明細書全文についてのスイス公用語への翻訳義務等に関する規定が廃止された(第 112 条から第 116 条)。

また，欧州特許の有効性についての欧州特許庁による最終決定が，スイスにおける最終決定と同一の効果を有する旨が規定された(第 110a 条)。

更に，スイス裁判所は，有効性判断等のため欧州特許庁に係属している欧州特許については，欧州特許庁の最終決定があるまで，その手続を中止する旨(第 128 条)の規定がなされた。

なお，欧州特許に係る代理人に関する規定(第 120 条)，及び欧州特許出願からスイス特許出願への変更規定の一部(第 121 条)が廃止されている。

1996 年 7 月 23 日発効の EC 規則第 1610/96 号に基づき，医薬品のみならず農薬品についても，存続期間の延長の対象となった(第 140n 条)。

9. 特許協力条約に関する改正：

国際出願での出願手数料及び翻訳文提出期限が旧法の 20 月から 30 月に変更された(第 138 条)。

10. TRIPS 協定に関する改正：

TRIPS 協定への加盟にともない，世界貿易機関加盟国において行われた特許出願等を基礎とする優先権主張が認められることになった(第 17 条)。

11. 法的保護に関する改正：

第 3 編(第 66 条から第 86k)において，特許権による法的保護に係る民法の特則規定(差止請求，損害賠償請求等)，及び刑法の特則規定(罰則の強化等)に関する見直しが図られている。

また，税関による被疑侵害品の水際取締りに関する規定が導入された(第 86a 条から第 86k 条)。

12. その他：

書誌的事項、方式的事項についての法改正がなされている(第 5 条, 第 13 条, 第 46a 条, 第 49a 条, 第 50a 条)。

改正内容：

・第 1a 条

非特許要件として、旧法の第 1a 条で植物若しくは動物に関するものを規定していたが、新法では、第 1a 条で人体に関するもの及び第 1b 条で自然に生じる遺伝子に関するものが規定された。

・第 2 条

下記内容が非特許要件として追加された。

(1) その実施が人の尊厳に反する発明若しくは生命体の一体性を無視する発明又はその他の態様で公序良俗に反する発明は特許されない。特に、次に掲げるものに特許を付与してはならない。

(a) 人間をクローン増殖する方法及びそれにより得られたクローン

(b) 人間の胚細胞、人間の全能性細胞又は人間の胚性幹細胞及びそれにより得られた存在物を用いることによりハイブリッド有機体を形成する方法

(c) 人間の胚物質を用いることによる単為生殖の方法及びそれにより得られた単為生殖体

(d) 人間の生殖細胞系列遺伝的同一性を変更する方法及びそれにより得られた生殖細胞系列細胞

(e) 変更されていない人間の胚幹細胞及び幹細胞株

(f) 人間の胚の非医療目的での利用

(g) 動物の遺伝的同一性を変更する方法であって保護に値する決定的な利益の故に正当化されることなしに当該動物に苦痛を与える虞があるもの及びそのような方法から得られる動物

(2) 次に掲げるものも除外される。

(b) 植物の品種及び動物の品種又は植物若しくは動物の生産のための本質的に生物学的方法。ただし、(1) に従うことを条件として、微生物学的又はその他の技術的方法及びそれにより得られた製品、並びに植物又は動物に関する発明は、その利用が技術的に単一の植物又は動物の品種に限定されていない限り、特許可能である。

・第 5 条

(2)において、特許出願人名が記載される対象として特許明細書が追加された。

• **第 7 条**

(3) で新規性要件が追加された。

• **第 7a 条**

本条文の新規性要件が第 7 条(3) に統合された。

• **第 7d 条**

外科，治療又は診断の方法において使用される物質又は合成物の新規性要件が規定された。

• **第 8 条**

(1) において，「業として実施」が「商業的に使用」と変わった。

(2) において，発明の実施の定義を，「製造，貯蔵，提供の申出，市場への持込，輸入，輸出及び輸送並びにこれらの何れかの目的での所持が含まれる。」と明確化された。

旧法(3)は新法第 8a 条(1)に統合され，新たに，輸送に関する(3)が追加された。

• **第 8a 条-第 8c 条**

特許権の効力として生物学的材料及び遺伝子情報に関する新設条文である。

• **第 9 条-第 10 条**

第 9 条-第 10 条が廃止され，新たに第 9 条で特許権の効力が及ばない範囲を明確にし，さらに，及び第 9a 条として欧州経済地域での特許権の効力が明確化された。

• **第 13 条**

非居住者が送達宛先を要求されない要件が明確化された。

• **第 17 条**

パリ条約優先権の対象国を世界貿易機関加盟国に拡張された。

• **第 26 条**

特許の無効の要件として，第 1b 条の遺伝子配列の要件が追加された。また，実施可能要件が明確化された。

• **第 28a 条**

特許権者による権利放棄及び裁判所による無効宣言の効果が明確化された。

• **第 35a 条-第 35b 条**

特許に関わる植物若しくは動物繁殖物質の扱い及びそれに伴う食糧及び飼料生産について新規に規定された。

• **第 36a 条**

植物品種に関わる特許の利用及びライセンスに関する規定が明確化された。

• **第 40b 条**

旧法第 40b 条は新法第 40e 条に統合され、裁定による非排他的ライセンスの要件が明確化された。

さらに、新法第 40b 条で生物工学的発明、第 40c 条で人間のための診断用製品又は方法に係る発明、第 40d 条で薬剤の製造に関する特許についての裁定による非排他的ライセンスの要件が明確化された。

• **第 46a 条**

(4) (e) の「一部放棄の請求に係る期限(第 24 条(2))」が廃止された。

• **第 48a 条-第 48b 条**

代理及び監督に関する条文が追加された。

• **第 49 条**

(2) (b) において、「発明の説明」に加えて「遺伝子の配列又は部分配列から得られた配列についてクレームがなされているときはそれが果たす機能の具体的な説明」が追加された。

• **第 49a 条**

CBD(生物の多様性に関する条約)に基づき、遺伝資源に関わる特許出願において、遺伝資源及び伝統的知識の出所開示要件が規定された。

• **第 50a 条**

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブタペスト条約に基づき、生物学的材料の試料を寄託に関して規定された。

• **第 56 条**

出願日の認定要件が旧法の
(a) 特許を与えるべき旨の申立

- (b) 発明の説明
- (c) 1 又は 2 以上のクレーム
- (d) 説明又はクレームで引用する図面

の 4 つの要件から

- (a) 特許の付与を求める明示又は黙示の申請
- (b) 特許出願人の身元の確認を可能にする情報
- (c) 説明であると考えられる事項

の 3 つの要件に変わった。

・第 57 条

分割出願の出願日の認定において、新法第 58 条(2)の変更に伴い「先の出願の原範囲を超えるが、補正後の先の出願の範囲を超えないとき」の要件がなくなった。

・第 58 条

(1)において、出願審査係属中に「少なくとも 1 回は技術書類を変更する機会」が明確化された。

(2)において、出願時の原内容を超える技術書類の変更が禁止された。

・第 58a 条

出願公開の要件が明確化された。

・第 59 条

(1)において、出願審査要件が明確化された。また新たに(5)及び(6)において、技術水準に関する報告の要求に関して規定された。

・第 59b 条

特許付与の繰り延べに関する条文が廃止された。

・第 59c 条

特許付与後の異議申立について規定された。

・第 59d 条

旧法第 87 条から第 108 条の廃止に伴い予備審査に関する第 59d 条、第 61 条(2)、第 63a 条、第 72 条(2)、第 73 条(4)は廃止され、第 63 条(1)は変更された。

• **第 65 条**

公告の閲覧制限について規定された。

• **第 65a 条**

特許情報の電子的形態について新たに規定された。

• **第 66 条**

民事法及び刑事法で罰せられる違法行為が明確化された。

• **第 70 条**

(2)において、刑事事件の場合の適用法がスイス刑法第 61 条からスイス刑法第 68 条に変わった。

• **第 72 条**

差止め請求の要件において「第 66 条に掲げる行為の切迫した危険にさらされ又はその行為によって自己の権利を現に侵害される者」が「第 66 条に掲げる行為により脅かされているか又は自己の権利を侵害されている者」に変更された。

• **第 73 条**

(2)の裁判所による相当な損害額の認定に関する規定が廃止された。

• **第 75 条**

旧法の管轄権については第 76 条とともに、新法の第 84 条に統合された。新法では、新たに排他的ライセンスに関する訴訟が規定された。

• **第 77 条**

証拠を保全、差止、差押等の仮処分 of 請求に関して明確化された。

• **第 78 条-第 80 条**

仮処分の手続きに関する規定が廃止された。

• **第 81 条**

新法第 81 条及び第 81a 条で刑事罰に関する規定が明確化された。

• **第 82 条**

虚偽表示に関する刑事罰が明確化された。

• **第 86a 条-第 86k 条**

関税当局による特許権侵害物品の水際措置に関する規定を新たに追加された。

• **第 87 条-第 108 条**

予備審査に関する規定が廃止された。

• **第 110a 条**

欧州特許庁の最終決定がスイスにおいて同一の効果を有する旨新たに規定された。

• **第 112 条-第 116 条**

EPC(欧州特許条約)第 65 条の適用に伴い廃止された。

• **第 120 条**

EPC(欧州特許条約)の適用に伴い廃止された。

• **第 121 条**

(1) (c) 及び(2) は、EPC(欧州特許条約)第 7 条の適用に伴い廃止された。

• **第 128 条**

欧州特許庁に係属中の欧州特許と裁判所の措置の関係が明確化された。

• **第 138 条**

国際出願での出願手数料及び翻訳文提出期限が旧法の 20 月から 30 月に変更された。さらに、同時に提出すべきものとして、発明者名称の確認書及び遺伝資源-伝統的知識の出所に関する情報が規定された。

• **第 139 条**

国際調査報告に関する規定が廃止された。

• **第 140c 条**

旧法第 140a 条(2) が新法第 140c 条に統合され、さらに 2 以上の特許所有者が異なる特許に基づいて同一の製品について申請を提出した場合について規定された。

• **第 140h 条**

更新手数料(年金)の納付期限についての規定及び割増料金についての規定が廃止され

た。

・ **第 140n 条**

植物保護製品の活性成分又は活性成分の組合せに関する規定が新設された。